

消費者コーナー

平成30年度の消費生活相談受付状況をお知らせします

平成30年度、太宰府市消費生活センターへ、474件の相談が寄せられました。内訳は左表のとおりです。

相談内容	件数
契約トラブル（通信契約、エステ契約など）	113件
メールやハガキなどでの架空請求	80件
通信販売トラブル（商品が届かないなど）	43件
不動産貸借（賃貸物件退去費用など）	23件
インターネットサイトトラブル	21件
住宅工事・建築関係	14件
その他（多重債務、店への苦情、情報提供など）	180件
合計	474件

平成30年度は、架空請求に関する相談が多く寄せられました。架空請求は、購入した覚えがない商品やサービスの利用料を、メールやハガキなどさまざまな方法で突然請求し、金銭をだまし取るうとする手口です。

架空請求は無視することが一番の対処法ですので、心当たりのない不審なメール、ハガキが届いても決して反応

せずに、自分から連絡をしないようにしましょう。

また、通信販売に関する相談が増加しています。「商品が届かない」「商品が模倣品、粗悪品」など、特にネット通販の悪質なサイトによる被害の相談が多く寄せられています。

ネット通販を利用する場合は、運営者の電話番号、所在地などの正確な情報がきちんと記載されているかしっかりと確認しましょう。ブランド品などが通常の価格よりも極端に安い場合は模倣品である可能性があります。また、支払い方法が銀行振り込みのみで、口座が個人名義の場合は悪質なサイトである可能性が高いので、十分注意しましょう。

太宰府市消費生活センター

毎週月～金曜日（年末年始、祝日を除く）

午前9時30分～午後4時

（正午～午後1時は昼休み）

※予約申し込み不要・無料

※電話での相談も受け付けています

（☎内線348）

場所 市役所2階消費生活相談室

弁護士による多重債務

無料法律相談

毎週第3木曜日

（祝日の場合、翌週第4木曜日）

午後1～4時（一人30分程度）

※予約申し込みが必要です。

（問い合わせ・相談予約申し込み）

産業振興課 商工・農政係

（☎内線440）

地球にやさしいエコライフ 164

環境マナーアップ!

～あき地の適正管理で快適な生活環境～

これからの季節は植物が盛んに成長し、例年市にはあき地に雑草などが繁茂して困っているとの相談が多数寄せられます。



隣のあき地から雑草が伸びてきて困っている

あき地の雑草が繁茂していて、火災が発生しないか心配



適切な管理をせずに放置すると……

雑草などの繁茂



火災や犯罪の発生



ごみの不法投棄



害虫の発生



あき地の適正管理は所有者の責任です。定期的な点検・管理を行いましょう!

点検のポイント

- ✓ 定期的な（最低でも年2回程度）草刈り
- ✓ 不法投棄防止柵の設置
- ✓ ごみの不法投棄がないか見回り
- ✓ 枯れ草の除去

遠方に住んでいるなどの理由により、定期的な点検が難しい場合は、民間事業者が実施しているサービスを利用することも1つの方法です。

Let's環境マナーアップ! 適切な管理をして快適な生活環境をつくりましょう～

問い合わせ 環境課 環境保全係 (☎内線307)